

第 8 号議案

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成２７年蒲郡市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。